

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年2月2日（平成28年（行個）諮問第16号）

答申日：平成28年5月26日（平成28年度（行個）答申第19号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案についての相談対応票の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が北海道管区行政評価局に特定日に行政相談をした事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、相談対応票（特定受付番号）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月15日付け北海相第184号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

審査請求人が提出した要望書を開示してほしい。

イ 審査請求の理由

全部開示の決定を受け、添付書類は後日、情報提供を受けたが、私の提出した要望書（札幌法務局からのメールに手書きで要望が記載されているもの）が開示されていない。

（2）意見書

審査請求人から、平成28年2月22日付け（同月23日受付）で、意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

平成27年9月25日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について開示請求があった。処分庁は、同年10月15日付けで開示決定を行った。

本件審査請求は、平成27年10月15日付けの開示決定（全部開示）について、開示決定された保有個人情報の中に、審査請求人が提出した要望書が含まれていないとして、同年11月10日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の対象となった保有個人情報

本件開示請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が、特定日に、北海道管区行政評価局に行政相談を行った事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料としての相談対応票（特定受付番号。以下「本件相談対応票」という。）である。

3 審査請求の理由

全部開示の決定を受けたが、私の提出した要望書（札幌法務局からのメールに手書きで要望が記載されているもの）が開示されていないため、開示してほしい。

4 諮問庁の意見

処分庁は、本件行政相談を担当した行政相談委員及び職員に対し、改めて、特定日の審査請求人による行政相談の申出を受けた際の状況及び当該要望書の受領の有無を確認したが、審査請求人から当該要望書の提出があった事実は確認できなかった。

よって、諮問庁は、処分庁が当該要望書を保有個人情報として保有していないと結論付けざるを得ない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年2月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年5月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「私が北海道管区行政評価局に特定日に行政相談をした事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料」（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件相談対応票に記録された保有個人情報（本件対象保有個

人情報)を特定し、全部開示したが、審査請求人は、審査請求人が提出した要望書が開示されていないとして、当該要望書の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、審査請求人の提出した要望書が開示されていないと主張しているところ、諮問庁は、改めて、特定日の審査請求人による行政相談の申出を受けた際の状況及び当該要望書の受領の有無を確認したが、審査請求人から当該要望書の提出があった事実は確認できなかったとしている。

また、本件対象保有個人情報の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、行政相談があった場合に作成する相談対応票、取得した書面等を保存することとされている行政相談総合システムの情報を確認するとともに、北海道管区行政評価局における個別行政相談事案の担当部署である行政相談部首席行政相談官室の執務室内、書庫内及び共用ドライブ内を探索したが、本件相談対応票しか確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

そうすると、本件開示請求の対象として、本件相談対応票に記録された保有個人情報を特定する一方、当該要望書については北海道管区行政評価局において保有していないとする諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史